

(2017年4月転類者へ)

### 3月中の総合図書館利用時の学生証の取り扱いについて

2017年4月転類者においては、学生証再発行手続きのため、現在お持ちの学生証ではICカード機能を利用した総合図書館への入館、資料の自動貸出が出来ない状態となっています。そのため、4月3日(月)以降に新しい学生証を受け取るまでの間、総合図書館入館時および資料貸出時には以下のようにご対応くださいますよう、お願いいたします。

総合図書館入館：

- ・受付で学生証の券面を提示してください。図書館利用時間内は入館可能です。

資料貸出手続き：

- ・自動貸出機は利用不可。
- ・平日(月～金)9:00～17:00に1階総合案内カウンターまで「転類による学生証更新のためICカード機能が利用できない」と申し出て、貸出手続きを行ってください。
- ・平日17:00以降および休日は貸出不可。

※下記の日程で進学手続きを行います。その際に転類先の新しい学生証を配布しますので、必ず手続きを行ってください。

日 時：4月3日(月)9:30～12:00、13:00～16:00

4日(火)9:30～12:00 ※12:00以降窓口休止

場 所：法学部19番教室(法文1号館)

持ち物：学生証

法学部教務係